

格付賣買と品質検査

——商品取引所格付売買の研究、その四——

今 西 庄 次 郎

第一 格付賣買の問題と格付賣買に關係ある問題

私は本誌を藉り、先ず格付売買は何を目標とするものであるか、つまり其の根拠を述べ、次にそれに従つて格付売買を実行する上の諸問題を論じた。これで商品取引所格付売買問題の本筋は大体取上げられたことになるのである。が、格付売買に就いては尙取上げてよいという事項がないではない。それは受渡物件の品質検査である。世間、特に我国に於ける、格付売買に關する論議を見聞するに、最も多いのは此の種の問題であり、恰も格付売買実行上の最も重要な問題は寧ろそこにあるが如くにも思わす。

けれどもこれは世間の考えるが如く格付売買の中心問題をなすものではない。一体、格付売買たる事態とは、商品取引所が格付売買を行うとき取引所として必ず行わねばならぬ事項や、格付売買を行う場合のみに行われる事項でなければならぬのだ。格付売買に当り前提とはなるが、取引所以外のものによつて行われてもよく、取引所が行うのは他によつて行われない場合に限るような事項は、必然的な取引所現象とは云えないのである。又格付売買を行う場合のみに限らず他の場合（例えば格付賣買以外の取引）でも行われるような事項は、格付売買固有の事態とは云えないわけである。然るに格付売買に於ける物件の品質検査は上記二つの事項の何れにも該当しないのである。

2
従てそれは何等取引所格付売買本筋の事項でなく、延いてそれを格付売買問題の中心として取扱うのは分に過ぎた仕打と云われるのだ。

受渡物件の品質検査が格付売買本筋の事態でないとするれば、それを取上げなくても格付売買論としては根本的な脱漏とは云えない。併しそれが格付売買と関係がある、つまり必然的ではないが或る場合には前提として行われ、又他の種類の取引にも行われるが格付売買としても行われるに於ては、それは格付売買と関係ある事項として取上げてよいとなる。特に論ずべき事項が数多いに於て然りである。ただ、方法論上、それらは格付売買本筋の問題と別にし、本筋問題を論じたる後に附加的に論ずるのが学問的な態度と云われる次第である。吾人は斯の方法に従い以下其の種の問題を取上げてゆこうと思うのである。

第二 銘柄確定のための品質検査

或る商品界に取引所が存生し格付売買を行ううるときは、当該商品の銘柄の確定していることが前提となつてゐる。この事は本誌既載の「格付売買の根拠論」の初めに要言したし、又格付売買実行上の諸問題を取上げて来た吾々として既に明かである。而して商品の銘柄の確定とは、銘柄、即ち商品の或る範囲のものが夫々集まつて形成するグループ別が出来上つてゐると共に、その各銘柄に所属する個々の商品がはつきり定まつてゐることである。斯る銘柄の確定は大規模工業製品たる商品の世界(例えば我國の綿糸、人絹糸、スフ糸等)では比較的容易である。即ち或る会社の一種の製品だけでも相当大量に纏まつてゐるので、それだけでも一つの銘柄が形成され、それに所属してゐる品は会社マークだけで疑もなく定められるというふうである。これに対し未だ大規模生産の発達していな

い工業品や廣大なる地域に多数農民により少量宛生産せられる農産物（例えば我國の生糸、穀物等）の世界では仲々厄介である。即ち自然のままでは、品種、産地、等級などで大体のグループ別は出来上がるが、余程歳月を経て商品界の秩序が出来上つた場合に限り、それらグループ別が銘柄らしくなるに過ぎず、それも各銘柄的グループに属する商品がはつきりしていないというふうである。商品の所有者が勝手に之は何々銘柄に属する品だと云つても世間では余り信用しない。ただ之等の商品界にありても、やがて、国営其他の検査制度が企てられ適当な等級別のなされるのが普通であり、然もそれらの等級別が多くそのまま銘柄別となるに至るものである。処が、時として、中小工業品や農産物にて相當に歴史が古い商品界なるに拘らずそのような国営其他の検査制度の存しない事例もあるのだ。勿論ここでは社会的に大体銘柄が与えられ、それらがどのような品質、等級か見当はつけられ乍ら、さて或る商品が果して或る銘柄に所属するかはつきりせず、つまり銘柄が確定してないので、取引所格付売買を行うことを得ない。即ち斯る商品界に特に取引所が存立し格付売買を行わんとせば、取引所自ら各商品の銘柄所属決定のための品質検査を行わねばならなくなるのである。

(註) 茲に或は斯ういう質問が起るかも知れない。それは、銘柄の確定ということは一般貨物移轉の商取引（更には生産の向上）にも必要であり、夙に努力されるところである。然も取引所なるものは相當に發達した商品界にして始めて必要とせられるのであるがゆえ、取引所の生成するが如き商品界は當然に銘柄の確定は行われている筈である、と。この質問は一應尤もである。然らば嘗ての我國の米や生糸界に取引所の現れたのは時期早過ぎたとみるの外ないのであろうか。否、必ずしもそうでない。我國の米や生糸は我國民經濟に重要な地位を占め、特にその價格は一國經濟を左右する力を有していたのであり、これが何より夫等の世界に價格公定機関としての清算市場即ち取引所を存在せしめたのであつた。斯くて、これを一般的に云えば、上記の常道に従わず、或る商品界にありては特別な事情で銘柄の確定が不充分なるに拘らず取引

所を存生せしめることがあり得るのである。

取引所が行う斯の各個の商品がどの銘柄に所属するかの品質検査は、当該商品の全部を対象とするものでなく取引所に受渡せられる部分に限られる。つまり取引所が品質検査をするといつても、国営検査機関などの代わりとなり一切の商品の等級別をなすが如き必要はなく、自己の活動に関係ある部分、即ち受渡に供せられた商品に就いてなせば足るのである。併しこのように受渡に供せられた商品に就いてのみ品質検査をなすところから、それを格付売買が行われた後に位する仕事となしてはならないのだ。其の仕事は飽く迄格付売買を行うにつき前提として必要な銘柄確定をなすものであり、自己に必要な商品に就いてのみ行わんとするので受渡に際して行われるに過ぎないのである。具々もこの理論的認識を誤らないようにしなければならぬ。

第一段に、受渡物件の品質検査は、我国では格付売買本筋の事項だと誤解され、格付売買論の花形をなしていたことを云つたが、銘柄確定のための品質検査はそういう受渡物件の品質検査のティピカルな事例をなすものと云つてよ。

（註）今日では過去の話ともなつたが、主なる論議を擧げると、

井坂 孝稿「生糸の格付と清算取引の標準格」取引所研究第一號一〇九—一七頁

山中好吉稿「清算生糸の封印検査中の思出」取引所研究第三號一〇七—一一三頁

島 剛稿「米券受渡制度解説」取引所研究第一號七七—八八頁

同 氏稿「昔の格付と今の格付」大阪砂糖取引所月報第二卷第七號（昭和二十八年七月）八一—一〇頁

銘柄確定のための品質検査が格付売買本筋の事項でない理由は上来に述べられており、既に理解せられているこ

と思う。が、念のため要述すれば、先ずその仕事は取引所が格付売買に当り必然的に行わねばならぬ性質を有たず、国家、生産者の組合其他の検査機関が行うていない場合に限り行われるに止まる。更に其の仕事は取引所独特の性質をも有たず、銘柄別売買にも必要なのである。何れの商品界も取引所清算市場の成立する以前に実物市場が発達する順序であり、この実物市場に於ては現品取引、見本取引からやがて銘柄別取引が行われるに至る筈であるが、この銘柄取引には商品銘柄の確定していることが亦要件となつてゐるのである。

第三 右の 實行上の 問題

銘柄確定の目的を以て行ふ受渡商品の品質検査の格付売買に於ける性格を明かにしたので、これより其の検査実行上の主要な問題に入らうと思う。

既に前段で触れた如く、銘柄の確定という仕事の内容は二階段に分れ、先ず銘柄の種類、内容を決定すること、次いで各個の商品をその何れに属するかを判定することである。手間がかかり面倒なという意味で仕事の中心をなすのは勿論後者であるが、前者にも論ずべき事項がないではない、既述の如く、銘柄の確定は実物市場に於ても銘柄別取引のために行うてゐるところである。従て今取引所で銘柄確定を行うとすれば、前者と如何なる關係に立つべきかが問題とならざるを得ない。一般的に銘柄即ち商品の内訳、グループなるものは、品種、生産地域或は生産者、等級等の組合せを素材として出来上らんとし、人為的にそれらを軽視した銘柄を設定することは、当該商品關係者の堅い決意と相当長い期間を以てしても仲々困難である。斯くて、先ず、取引所に於ける銘柄の設定は実物市場に於ける銘柄の設定と歩調を合わすべしとなるのだ。蓋し実物市場は取引所より以前に存立するのみならず、

之にありては専ら商品界の実情に従うた銘柄設定をやつてゐるからである。取引所は実物市場より一段高い市場であるとの見解を持つる人の中には、実物市場の採用してゐる銘柄に必ずしも捉われる要無しとなし、例えば実物市場で別個の銘柄としてゐるものも価格が等一であれば取引所としては一つの銘柄として取扱うてよいということなことを、考えるかも知れない。併し、品質、生産者、等級等、延いて用途が幾分でも異り實質上同一の銘柄と出来ないものは、永久に価格を等一にすることはあり得ず、やがて取引所としても別個の銘柄としなければならなくなるに至る筈であるのだ。即ち右の如き態度は却て無駄な結果となり易いのである。

終戦後制定せられた我が商品取引所法は、当該商品の等級に就いて定められた国定規格があるときは取引所はこれに従わなければならない、という規定を設けている。既に知れる如く、国家が自から品位検査をやるときは殆ど其の等級別がそのまま銘柄の種類となり、取引所は自から銘柄確定を行わないところである。従つてこの規定が實際に働くのは国家が検査を行わない場合となる。然もこの場合も、上記の如く取引所が実物市場で既に行われてゐる銘柄種別を取入れるならば、国定の規格に反するようなことは殆どない筈である。蓋し実物市場では既に国定規格に従つた銘柄別が採られそれによる取引が行われてゐるからである。即ち上の規定が實際上役立つのは、取引所が実物市場に行なわれてゐる銘柄種別を軽視し独善的な設定をなさんとするが如き場合に限られるわけである。

各銘柄の内容は具体的には勿論商品によつて一様でない。例えば米穀なれば品種、乾燥、調製（夾雑物の有無大小を云う）、粒形等のフアクターを総合し等級を含めた銘柄が設定せられ、生糸なれば織度、色相、水分、強度、抗張度、伸長率、らい節、糸条班、糸節の絡み等のフアクターを総合し銘柄が設定される如くである。綜合の仕方としては諸種のフアクターの大きいさを点数で表わし其の合計点数を以つてするのが（綜合点法）最も普通であるが、

或るファクターの点数が低い時は他のファクターの点数が多くても低い等級と定めるやり方（最低点法）のとられることがある。例えばイ、ロ、ハ、ニの四つのファクターで決せられる商品の場合、各々を一〇〇点として合計点数二五〇以上A等級銘柄、二三〇以上B等級銘柄、二〇〇以上C等級銘柄とするのは総合点法であり、四ファクター何れも四〇点以上C等級銘柄、五〇点以上B等級銘柄、六〇点以上A等級銘柄とするのが最低点法である。後者の方法では他のファクターが七、八〇点あつても一つが四〇点なればC等級銘柄とせられるわけである。尙、以上の総合法は何れのファクターも同等視した、つまり一〇〇点としたやり方であるが、何れかのファクターを重視したやり方、例えばイのファクターを他の二倍とするやり方もないではない。否、この方法が寧ろ普通である。

(一) 安川彦夫稿「受渡米格付の一考察」取引所研究第一號八九—九九頁

各銘柄種類の内容は右の如くにして確定せられるとして、注意しなければならぬのは、農産物たる取引所商品にありては一般に收獲期から遠去るにつれその品位が自然に低下する点である。このため收獲時或る綜合点数を以て或る等級銘柄とされたものも時日の経過とともにその点数を適当に下げるのが合理的となる。而して下げる程度を正當ならしめるやり方として、收獲時に各等級銘柄のサンプルをとつて置き時日の経過と共にその品位を検査するやり方が提案せられる。

扱、銘柄確定の仕事としては以上の如くにして設定せられた銘柄種類に対し一々の受渡商品をその何れの等級銘柄に所属するかの検定を行うことが残されている。否、初にも一言した如くこの方が実行上銘柄確定という仕事の大部を占めるところである。而してこの仕事を正確に行うことは結局検査確定員の能力にかかると云つてよい。而して検査確定員の能力に俟つと云えば、ここでは有能な検査員を選ぶべしというほか最早云うことはないようであ

るが、彼等の活動につき尙二、三述べべき事項がないでもない。

まず、可及的に機械検査を応用すべきである。銘柄フアクターの中には器械検査の困難なものもあり、勿論之等は肉眼其他に俟つほかないが、器械に依り得る限り之を用うべきである。註釈する迄もなく、これにより、より正確、客観的な結果が得られるからである。

次に、検査員が公平無私な態度をとることが大切である。如何に優れた技能を有していても、渡し方受け方の何れかの依頼を受けたり何れかに味方したりして偏つた態度をとれば、不当な決定になり終わらざるを得ない。この危険を防止する策としては、検査員を少くとも数名以上とし個人の恣意を封ざることが擧げられる。之は是非励行すべきである。

以上、取引所の銘柄所属決定は極めて正確に行わねばならぬこと、そしてそれを正確に行うやり方に就いて述べたが、この所属決定の実行につき尙主要な事項が残されている。それは能率よく遂行するということである。提供せられた受渡品の銘柄決定に時日を費しては受け方渡し方双方とも不利となり、結局取引所は実物移転機関たる途をも有しているということは有名無実とならんとする。然も取引所の性質として巨大なる分量の受渡が行われることなしとせず、それを正確を期しつつ一々検査をしては数十日を要することにもなり兼ねないのである。

然らば銘柄所属決定を能率よく行うには如何にすべきか。これとして普通採られるのは、提供せられた物件の全部に就いて検査を行わず、適当な抽出 Sampling を行ひ、それに就いての結果を以て全体を判定するやり方である。⁽¹⁾これは当然認めねばならぬと思うが、抽出が合理的でない⁽¹⁾と誤つた全体判定となるがゆえ、投機的とならぬよう抽出を巧妙、公平に行うことが大切となる。巧妙、公平な抽出方法は商品の性状、包装等により、一般的には云

うを得ない。

(一) 嘗ての我國の米取引所の例に就いては

島 剛稿「米券受渡制度解説」前掲

同 氏稿「昔の格付と今の格付」前掲

銘柄検定を能率よくというよりも手間をとらずに行わす策として時に採られるのは、一口受渡物件に異種の銘柄となるべき物の混合提供を認めないことである。例えば売買単位一〇〇量としてそれを受渡決済せんとするとき五〇量はA銘柄種、五〇量はB銘柄種というような組合わせた提供を認めず、AならAで一〇〇量たるべしとすることである。云う迄もなくこれにより品質検査が夫々一度となり促進せられるからである。而してこのやり方を一層徹底的に行わんとせば、売買単位と受渡単位とを別にし、例えば売買単位は一〇〇にても受渡単位は一〇〇量というように大量となし、この受渡単位につき一種たることを要件とするのである。斯るやり方に対しては、小口の実物受渡を排斥しそれだけ取引所から実物需給を駆逐することとなるといふ非難の起ることが考えられる。併し多品種の商品界にありては取引所活動全般の上から右のやり方は支持せられるとなさなければならぬ。

第四 瑕疵の有無検査

商品取引所に於て行われる品質検査には銘柄確定のためのものほか尙存する。受渡品に瑕疵がないかの調査がこれである。例えば粗悪品が混入されていないか、農産物に多い事だが当初は適格品であつても其後変質を来していないか等の調査である。一寸註釈して置くが、変質 Degeneration とは品質が異常に変化したことを指称する。

かの穀物などにみる、歳月が経過しての一般的な自然的品質低下などは、所謂變質でない。その点は兎も角、斯の瑕疵の検査は本来は品質、等級を中心とした検査であるが、同時に量目や表装等の検査も含められるのが普通となつてゐる。つまり瑕疵の検査と云えば双方の検査を併行するものであるのである。

瑕疵の有無の検査が取引所の行う品質検査として前の銘柄鑑定のための検査と対立する別個のものであることは容易に想像せられよう。従て銘柄の確定が取引所以外に於て行われ済んでいても、これは亦必要とせられるのである。吾人の研究は格付売買であるので、受渡に就いても格付売買と關係ある問題だけを取上げそれ以外の問題には論及しないこととしている。この故、受渡の場所の事などは取上げないのであるが、實際、受渡に於ては何処で受渡するかは売手買手にとり費用其他の上から非常な關心事とせられ、大低の場合或る範圍の倉庫業者の倉庫が場所とせられている。而して倉庫業者は在庫品に就いては倉荷証券を發行するところであり、勿論夫には在庫品の品質、等級などを明細に記載する。従て、銘柄確定が取引所以外で行われるときは確定された銘柄はそれに表示され、一般に品物の受渡は証券の授受の形式にて行い得る次第である¹⁾。若し瑕疵の検査がなければ受渡はそれで終るわけであるが、既知の如く瑕疵の検査があるので、改めてこれが行われなくてはならなくなるのだ。処で、銘柄確定が取引所によつて行われるときは、倉庫に入つていようがいまいが先ずそれを行わねばならないこと勿論として、注意しなければならぬのは、この場合にも量目、包装の検査をも含めての瑕疵の検査が矢張り行わねばならないことである。銘柄確定の際に瑕疵の方も一処に行われるがゆえに行わずに済むというものでない。ただ、この場合は銘柄確定の品質検査に於て或る程度瑕疵の有無も知れるので、取引所以外で銘柄確定が行われる場合に比べ、却てらくになるという事は云えるであらう。

(1) 嘗て我國で米の銘柄確定を取引所から外すに至つたことを米券受渡制と稱したこと、世人の記憶に新たなるところである。

扱、此種品質検査の取引所売買に於ける地位、性格であるが、先の銘柄確定のための品質検査が実行は格付売買後に行われるも其の使命は格付売買に先立つ事項であるのと異り、これは実行、使命とも取引後のものである。この点は改まつて説明する迄もないと思う。今篤と認識しなければならぬのは此種品質検査も亦格付売買本筋の事項でないことである。先の銘柄確定の品質検査は国家或は同業組合等でそれを行うておれば、取引所として行う必要はなくなるのであつた。これが先の品質検査が格付売買事項とされない一つの事情であつた。今、瑕疵の有無の品質検査は、取引所以外に於て銘柄確定が行われていても、取引所として必ず行わねばならぬところで、その点は彼が格付売買事項とならぬこととは無関係である。瑕疵の有無の品質検査が格付売買事項でないのは、それが格付売買独特の仕事でないからである。詳しく云えば、受渡品の瑕疵の有無の検査は、取引所に於ける格付売買に限らず、実物市場で銘柄売買を行うような場合にも行われるのである。又仮りに、或る商品が多数銘柄に分れず同質な一種のものから成つているとしても、尙必要である(商品ではないが、株式取引所の如き完全に同質な物を取引する所でも偽造株でないかなど瑕疵の検査は必要である)。結局、受渡の瑕疵の検査は凡ゆる市場の取引に行われる一般的な事項と云つてもよい位の事であるのである。

勿論、瑕疵の有無の検査は、格付売買固有の事態ではないとしても、格付売買論で取上げて差支えない。第一段の方法論で要言したように、格付売買事項でない問題でも格付売買に関係ある事項であれば取上げ得るからである。然も格付売買に於ける瑕疵の検査論は、実は単に取上げても差支えないという程度に止まるものでないのだ。

蓋し取引所に於ける格付売買は多数の銘柄を対象とするだけ瑕疵の検査も極めて複雑、面倒であり、問題として重要な性を帯びているからである。

第五 右の實行上の問題

品質、包装等の瑕疵検査に於て最も問題となるのは、どの程度を以て瑕疵ありとするかである。渡し方としては成る可く瑕疵無しとして通用させ度く、受け方としては成る可く完全なものを要求するのが人情であり、各々その態度をとらんとする。然も實際問題として、一〇〇パーセント完全な品質、包装のものはないともみられ、結局当該商品界でどの程度を以て瑕疵ありとなし、どの程度では瑕疵なきものと認めるかによつて決するのほかないとなる。併しこの原則によるとしてそのままでは悶着を生ずること必然であり、必ずそれを成文化して置かねばならない。包装などに就いては正当なものと然らざるものとを图示することがよい場合もあろう。

品質検査の結果或る程度の瑕疵が見出された場合は、大低は不適格品とされるほか致し方無しとなるところであるが、時として或る銘柄たるには不適格であるが一等級下の銘柄としては通用しそうな事例も、ないではない。斯る場合一等級下の銘柄として判定してはどうかの意見が起らないでもない。けれども斯る取扱いは出来ないとしなければならぬのだ。蓋し、既に知れる如く、或る商品の所屬銘柄は品質、生産地或は生産者、等級などのファクターにより客観的に定まつており、今取引所がA銘柄として提供された或る品が多少の瑕疵あるのゆえにA銘柄でないB銘柄となすときは、客観的に定まつているのと異なるB銘柄を創造することとなり、銘柄の客観性を覆えずこ

となるからである。斯くて品質瑕疵の検査としては、ただ或る銘柄として受渡上適格か否かを決することとすべしとなるのだ。この事は銘柄の確定が国家其他によつて行われず取引所が銘柄確定と同時に瑕疵の有無をみる場合でも同様で、そのような瑕疵ある受渡品は銘柄の確定をなすべきでないとなるのである。

前の銘柄確定のための品質検査にありては、正確、公正のほか能率よく進めんとして受渡品の全部を対象とせず一部分を抽出して行うことを述べたが、瑕疵の有無の検査にありては、このような一端を以て全部を察するやり方は許されない。品質上の瑕疵はどこに隠されているか知れないからである。ただ瑕疵の検査の中の量目の検査だけ一部分を抽出してやつても差支えないのみである。処で、そこに問題となるのは、品質上の瑕疵はどこに隠れているか知れぬといところから受渡品の全部を隈なく点検することは又長時日を要し、取引所として到底その煩に耐えなくなる点である。斯くて提案せられるのは、瑕疵の検査は取引所が進んで受渡品の凡てに就いて行うこととせず、受け方をして各自その受渡品につきての点検を行わしめ、不満足と思う瑕疵を見出したるとき申出でしめ、然る後取引所が乗出すというやり方である。結局このやり方を採らざるを得ないところであろう。而してこのやり方に於ては受け方の瑕疵申出でにつき一定の期限を設け、受渡日から三日以内とか一週間以内というように——其の長さは商品の性質と受渡数量により加減すべきところであろう——余り時日の経過せぬことを条件とすべきである。云う迄もなく、余り時日が経過すれば新しい瑕疵が加わる余地が生ずるからである。尙、この場合、瑕疵検査の結果、存在するときは検査費用を渡し方に負担せしめるも、無い場合、無い部分に就いては申出でた受け方をして負担せしめ故意の受渡遅延を防止するようすべきこと当然である。

瑕疵検査実行上の問題として、最後に触れて置かねばならないのは、受渡品に瑕疵のあつた場合の処理である。

その最もオーソドックスな処理は、渡し方をして一定期限内に其の分だけ瑕疵の無い商品と取換えしめることである。之に就いて問題となるのは、市場（廣義）に品が不足して渡し方として新しい商品を入手し難い事情に置かれはしないかである。併し取引所を有つほどの商品界は大量物件の世界であり（勿論、多数の銘柄に分れており或る種の銘柄だけの量はそう大でないかも知れぬが、取換えに渡すべき品は以前と同じ銘柄品でなければならぬものでなく、格付買入の有難さ、他の銘柄品でもよいのである）、品が入手難となるようなことは稀となしてよいのである。勿論、稀は稀で絶無というのではない。然らばその入手難の場合は如何にすべきやであるが、これとしては、一は値引き、他は差金決済をなすと共に相当額の賠償を渡し方より受け方に支払わずやり方が擧げられる。値引きのやり方は右の如く取換え品入手難の場合にとらるべき謂わば窮余の策であり、取換えのやり方と並ぶべきものでない。一部の人々は受渡品瑕疵ある場合の処理として第一に値引きを取上げ、つまり取換え品が入手難なると否とを問わず之を採るべしとなすが、これは順を誤つていと称せねばならないのだ。而して値引きのやり方に就いては更に注意しなければならぬことがある。既に知れる如く、瑕疵の検査は文字通り瑕疵の有無を發見するに止まり、瑕疵ある物を瑕疵あるのゆえに相当等級下の銘柄となすべきでないのだ。今この原則から導き出されるのは瑕疵ある受渡銘柄品の低い価格、延いて値引きは当然に与えられるのではないことである。要言すれば、値引きという処理は受け方の同意なくしては採用し得ないのだ。斯くて取換え商品の無い場合の処理としては、値引きよりも差金決済を行うと共に相当額の賠償を渡し方より受け方に支払わず方が一般的なやり方と云われるのである。

右に損害賠償の事に触れたが、これは取換え受渡の困難な場合であつた。処が、もつと一般的に、瑕疵があり渡し方が取換えて引渡を行う場合にも受け方に期日の遅れなど不利を与えたとして、損害賠償の責を認めるべきでな

いかなの論が起らないでもない。確にすらすらと行われた受渡に比べ瑕疵で遅れた受渡は受け方にとり不利である。従て遅れた日数と分量に応じ損害賠償の責を渡し方に負わすのは不当でない。ただ其の計算は可成り厄介であり悶着の種となることが考えられる。斯くて損害賠償よりも、そのような瑕疵のある品を引渡すことを再三行つた取引員（仲買人）に営業停止などの制裁を課する方が、寧ろ選ばれるべきでないかと思ふのである。本来、損害の算出などの仕事は取引所の仕事として適わしからぬことである一方、上のやり方により仲買人が受渡期日前に受渡希望の委託者の申出に就き自ら現品の下調べをなすことを怠らなくなるからである。

附、格付賣買事項たる受渡問題

格付売買と品質検査と題し上来述べたところは、既に知れる如く格付売買に関係ある事項であり、格付売買事項でない。処で、以上述べたところだけでは、商品取引所の受渡事態は凡て格付売買に関係ある事項たるに止まり、格付売買事項はないと想像されるかも知れないのだ。併し商品取引所の受渡問題には格付売買に関係ある事項のほか正式な格付売買事項たるものも含まれているのである。この格付売買事項たる受渡問題は、厳密な方法的立場からは、受渡品品質検査問題を取上げて本論稿とは別に触れる方がよいのである。ただ右のような誤つた想像もなされそうであるので、その誤解を解く意味で、そういう格付売買事項たる受渡問題の主要なものを受渡品品質検査問題に附け足して述べて置こうと思ふのである。

格付売買本筋の事項とは格付売買というやり方によつて必然的に起つて来る事項であること改めて云う迄もなく。今、受渡に就いて云えば、格付売買としては渡し方の都合、選択によつて多種の銘柄品が提供せられるが、之

等を多数の受け方に如何に分配するやが其種に属する。斯る問題は銘柄別取引に於ては生ずる余地はなく、格付売買に独特なこと明かである。而してその分配に就いては、通常公平ということが眼目とせられ、一途にそれによつて遂行すべしとせられている。併しその分配に就いては今一つ重要な目標があるのだ。それは受け方の希望と一致さすということである。例えばA、B、C、D、E、Fの銘柄が提供せられたとし、受け方甲、乙、丙のうち甲はA又はB銘柄を、乙はC又はD銘柄を、丙はE又はF銘柄を希望しているとき、夫々どのように分配することである。何故このように受け方の希望に一致さすことが目標とせられねばならぬかは、受け方が喜ぶのは勿論として、大きくは、取引所清算市場に実需給を多く迎え価格市場たる取引所と移転市場たる実物市場との關聯をよくし、以て取引所の地位を確固たらしめるに必須であるからである。

右の受け方の希望に可及的に一致さすという目標に就いては、趣旨は判るが事実それを実行することは困難であり、結局、公平即ち抽籤一点張りとせざるを得ないとの反駁が起らないでもない。即ち、希望に一致さすと云つても受け方甲、乙、丙が何れもA、Bを希望し其の数量が一致しないことが寧ろ多いのみならず、時には受け方の希望する銘柄が提供されていないことすらあり得るのであり、斯る場合、抽籤により分つほかなくなる。更に、抽籤して甲には欲せざるC、D銘柄、乙にはE、F銘柄、丙にはA、B銘柄が当たつたとしても、其の後で互に交換すれば希望に合致せしめることが出来る。其の交換は互に欲する者がなすのであるがゆえ、交換のためプレミアムを支払わねばならぬという余計な負担は生じない筈である、と。確に、受け方の希望に一致さすと云つても凡ての場合それがうまくいくものでなく、其の目標のみを以て事を行えというのでない。併し我国商品取引所の多くにみる、抽籤一点張りで分配を行い希望一致を眼中に置いていないやり方は改むべきであり、面倒だとしても受け方の希望

一致を第一目標として出来るだけの努力をなし、そのうまくゆかない場合に公平目標即ち抽籤に訴えるやり方をとるべきだと思ふのである。

受渡に於て提供された銘柄を分配するに当り受け方の希望に一致さすのに直接副う仕打でないが、幾分其の方向にありと思われるやり方がある。それは各受け方への割当て銘柄を可及的に一種とすることである。例えば或る受け方の数量一〇〇〇に対し彼はA銘柄を欲するも希望するだけの割当てをなし得ないとき、欲せざる銘柄B、Cを割当てるよりもB一種或はC一種とするが如くである。勿論、或る受け方が上例でB三〇〇、C二〇〇などB、Cを差支えなしとすればそのようにしてやつてよく、強いて一種とするに及ばぬ。何れにしても受渡に於て成るべく銘柄の数を纏めてやることは受け方の都合に近附く方向となるのである。

受け方の希望に可及的に一致さすという目標は、通常、受渡期日（周知のように商品取引所は大低限月制定期取引をやつてゐるので通常月末である）に至つての受渡に於て実現せんとするところであるが、それ以外にも工夫の余地のあることを知らねばならない。早受渡制度の奨励である。定期取引に於ける早受渡制度とは、売手の中に期日前の受渡を希望する者があり買手の中にもそのような者があるとき、敢て期日迄待つ要なしとして、一致する数量の範囲に於て早く受渡さす仕法であり、本来その狙いは定期取引の実物化というところにある。併しこの仕法は、今、受け方の受取る銘柄をその欲する銘柄と成る可く一致さすという目標にも適うのである。何となれば、この仕法では渡り方の早渡希望がイニシアテイヴをとることとなるが、取引所として彼等の申出でた引渡銘柄の種類と数量を公示しそれに対する受け方を募ることは自らそれを希望し少くとも可とする者が応ずることとなるからである。尤もこのやり方でも、早受けせんとする買手に早受が何より希望され銘柄を扱んでゐる暇なしとする者が飛付くこともあろうが、少くとも公示された銘柄を嫌う買手からは一般に早受の申出ではない筈である。